

岩手県森林整備事業入札参加資格審査申請の手引き

[令和8・9年度版]

岩手県が発注する森林整備事業の競争入札に参加を希望される方は、事前に入札参加資格審査を受け、資格者名簿に登録される必要があります。

- 1 岩手県が発注する森林整備事業の競争入札への参加に必要な資格審査を行いますので、参加を希望される方は、この「申請の手引き」に従って書類を作成し提出してください。
- 2 申請書類は、本社と支店等で重複して提出しないようにしてください。
- 3 審査の結果、資格基準に適合すると認められた方は、競争入札参加資格者名簿に登録されます。

岩手県農林水産部森林保全課

令和7年12月

岩手県が発注する森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加を希望する者は、下記により森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出してください。

1 森林整備事業の定義

この資格における森林整備事業とは、具体的には次に掲げるものを言います。

（1）治山事業（保安林整備事業等）

保安林機能が低下した保安林等を対象として、その機能を回復・高度発揮させるために行う地拵え、植栽、下刈、本数調整伐、枝落し等の施業及び付帯する簡易な土木施設（柵工、排水工など）や作業道開設・補修等。

（2）いわて環境の森整備事業

林間から自然に発芽する広葉樹の生育を促し、針広混交林への誘導を図るために行う混交林誘導伐（本数率概ね50%の植栽木の間伐）。

（3）県有林事業

県の直営林及び分取林において、収益性の高い健全な人工林の造成を行うために行う下刈、つる切り、除伐、間伐、森林病害虫防除等並びにそれに付帯する作業道開設及び補修等。

2 参加資格の要件

競争入札参加資格を得るためにには、次の要件をすべて満たしていかなければなりません。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- （2）岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

【暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者】

暴力団又は暴力団員であることを知りながら、次に掲げる行為を行った者をいいます。

- ① 暴力団員を役員等経営幹部とすること、その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させている者
- ② 暴力団員を雇用している者
- ③ 暴力団又は暴力団員を代理人、受託者等として使用している者
- ④ 暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用する者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と密接な交際をする者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員であること又は①から⑥の行為を行う者であると知りながら、その者に森林整備事業の下請等をさせる者

（3）県内に事業所を有すること。

- （4）個人にあっては、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項に規定する計画を作成し、岩手県知事の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）であること。

（5）県税の滞納がないこと。

- （6）次表に掲げる林業の専門技術者のいずれかを有していること。

森林整備事業における技術者資格区分

林業の専門技術者の資格	資 格 内 容
技術士	技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（森林部門）の登録を受けた者
林業技士	一般社団法人日本森林技術協会（昭和 13 年 2 月 28 日に社団法人興林会という名称で設立された法人をいう。）が実施する養成研修会を修了し、林業技士として登録された者
林業作業士	公益財団法人岩手県林業労働対策基金（平成 3 年 10 月 31 日に財団法人岩手県林業労働対策基金という名称で設立された法人をいう。）が実施する研修を修了し、林業作業士の認定を受けた者（フォレストワーカー（フォレストリーダー、フォレストマネージャーを含む）、グリーンマイスター（平成 22 年まで））
林業普及指導員	農林水産大臣が実施する林業普及指導員資格試験に合格した者（林業専門技術員資格試験（平成 16 年まで）に合格した者も同様の取扱いとする。）
森林整備技術研修修了者	岩手県が実施する森林整備技術研修を受講し、修了した者。 研修は名簿作成（申請受付）の前年に開催し、直近は令和 7 年 12 月 10 日～12 日に開催。

3 申請書の受付期間

資格審査申請書の受付は、次の期間に行います。

- (1) 受付期間 令和 8 年 2 月 2 日（月）から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで
(2) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日（振替休日含む）及び平日の正午から午後 1 時までの間を除く。

4 資格の有効期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（2 年間）

※ 今回の受付期間で申請できなかった場合、次回の申請受付は、令和 9 年 2 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日までの申請となります（有効期間は残期間の 1 年間）。

なお、令和 10 年 4 月 1 日を始期（令和 10・11 年度資格者名簿登録）とする申請受付は、令和 10 年 2 月 1 日から令和 10 年 2 月 28 日を予定しています。

5 申請書類の提出場所及び問い合わせ先

(1) 申請書類の提出場所

下表の右欄に掲げる事業所の所在地の区分に応じ、同表の中欄に掲げる提出場所に事前に電話し、担当者の在庁日時を確認したうえで、申請書類を直接持参し提出してください。

地域	提出場所	事業所の所在地
盛岡	盛岡広域振興局 林務部 住所：〒020-0023 盛岡市内丸 11-1 盛岡地区合同庁舎 7 階 TEL : 019-629-6618	盛岡市、八幡平市、滝沢市、 葛巻町、岩手町、零石町、 紫波町、矢巾町
奥州	県南広域振興局 林務部 住所：〒023-0053 奥州市水沢大手町 1-2 奥州地区合同庁舎 3 階 TEL : 0197-48-2426	奥州市、金ヶ崎町
花巻	県南広域振興局 農政部 花巻農林振興センター 住所：〒025-0075 花巻市花城町 1-41 花巻地区合同庁舎 3 階 TEL : 0198-41-5407	花巻市、北上市、西和賀町
遠野	県南広域振興局 農政部 遠野農林振興センター 住所：〒028-0525 遠野市六日町 1-22 遠野地区合同庁舎 3 階 TEL : 0198-62-9933	遠野市
一関	県南広域振興局 農政部 一関農林振興センター 住所：〒021-8503 一関市竹山町 7-5 一関地区合同庁舎 3 階 TEL : 0191-26-1893	一関市、平泉町
釜石	沿岸広域振興局 農林部 住所：〒026-0043 釜石市新町 6-50 釜石地区合同庁舎 3 階 TEL : 0193-25-2704	釜石市、大槌町
宮古	沿岸広域振興局 農林部 宮古農林振興センター林務室 住所：〒027-0072 宮古市五月町 1-20 宮古地区合同庁舎 3 階 TEL : 0193-64-2215	宮古市、山田町
岩泉	沿岸広域振興局 農林部 宮古農林振興センター林務室 岩泉林務出張所 住所：〒027-0501 岩泉町岩泉字松橋 24-3 岩泉地区合同庁舎 2 階 TEL : 0194-22-3113	岩泉町、田野畠村
大船渡	沿岸広域振興局 農林部 大船渡農林振興センター 住所：〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1 大船渡地区合同庁舎 3 階 TEL : 0192-27-9926	大船渡市、陸前高田市、住田町
久慈	県北広域振興局 林務部 住所：〒028-8042 久慈市八日町 1-1 久慈地区合同庁舎 3 階 TEL : 0194-53-4984	久慈市、洋野町、野田村、 普代村

二戸	<p>県北広域振興局 農政部 二戸農林振興センター林務室 住所：〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3 二戸地区合同庁舎 5 階 TEL : 0195-26-8023</p>	<p>二戸市、軽米町、一戸町、 九戸村</p>
----	--	--

(2) 問い合わせ先

申請書の作成方法や入札制度に関するお問い合わせは、上表に掲げる提出場所のほか、次の県庁担当課でも受付けています。

〒 020 - 8570 岩手県盛岡市内丸 10-1
 岩手県農林水産部森林保全課（県庁 6 階） 保全・治山林道（技術指導）担当
 電話 019 - 629 - 5799（直通）、Fax 019-629-5789

※ 申請書類は県庁担当課で受付できませんので、上記（1）に記載する場所に提出してください。

6 提出部数

1 部

7 提出書類

必要書類は次のとおりです。（各 1 部提出）

提出書類	法人	個人	提出要領
森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）	◎	◎	7 ページ以降の「申請書類の記入方法について」より作成する。
使用印鑑届（様式第 2 号）	◎	◎	
委任状（様式第 3 号）	○	—	権限等を支社長等に委任する場合のみ作成する。
登記事項証明書（原本）	◎	—	発行後 3 ヶ月以内のもの
身分証明書	—	◎	市町村が発行する身分証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）
認定事業主の改善計画書認定書（写）	—	◎	認定事業主として、改善計画が認定されたことを証明する書類の写し
納税証明書（原本）	◎	◎	岩手県が発行する県税に滞納がない証明書（様式第 111 号イ：発行後 3 ヶ月以内のもの）
林業の専門技術者の登録証（写）	◎	◎	2 の（6）の森林整備事業における技術者資格区分に掲げる技術者資格を有することを証明する書類の写し。（林業技士について、登録更新している場合は最新の登録更新証の写し）
社員又は職員であることを証明する書類（写）	◎	◎	林業の専門技術者が社員又は職員であることを証する書類（雇用保険被保険者資格取得確認通知書、雇用契約書、賃金台帳など雇用状況が分かるもののいずれか）の写し

労働保険（雇用保険、労災保険）に加入していることを証明する書類（写）	◎	◎	①加入義務がある場合 労働保険（雇用保険、労災保険）の保険料申告書（写し）+直近1回（期）分の領収書（写し） ※ 労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、事務組合発行の保険料納入通知書（写し）+直近1回分の領収書（写し） ②加入義務がない場合 労働保険（雇用保険、労災保険）の加入義務がないことの誓約書（様式第6号）
計算書類（写） (2年分)	◎	—	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表
収支計算に関する書類（写） (売上高及び自己資本額が確認できる書類) (2年分)	—	◎	確定申告書及びこれに添付した貸借対照表の写し等 青色申告：所得税青色申告決算書の損益計算書及び資産負債調の写し 白色申告：所得税確定申告書の写し
暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書及び役員の一覧表（様式第5号、様式第7号）	◎	◎	
返信用封筒	◎	◎	審査結果通知書の送付用として、申請者の住所、氏名を明記した定形封筒（110円切手を貼付したもの）を提出する。 ※添付もれが多いので注意して下さい。

- (注) 1 ◎は必ず提出しなければならない書類です。
 2 ○は該当する場合に提出する書類です。
 3 提出書類及び申請書類等の記入方法は、7ページ以降の「申請書類の記入方法について」を参照してください。

8 事業協同組合等について

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された中小企業協同組合及び協業組合については、上記「7 提出書類」に掲げた書類に加え、次の書類を提出してください。

- (1) 組合の定款
- (2) 共同受注規約（登録を希望する業務に関して、共同受注の定めがあること。）
- (3) 組合役員名簿
- (4) 組合員名簿

9 審査結果等の通知等

申請書の審査結果は、文書により通知します。

また、森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿に「登録番号」、「林業事業体名」、「住所」、「代表者氏名」、「電話・FAX番号」を記載して岩手県のホームページで公表します。

◆岩手県ホームページに掲載する森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿へのアクセス方法

岩手県ホームページトップ画面「産業・雇用」→「林業」→「森林保全」→「森林整備

事業（治山事業・いわて環境の森整備事業・県有林事業）」→「入札参加資格者名簿」

◆岩手県ホームページ URL

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/ringyou/hozen/1008400.html>

10 資格審査申請書記載事項の変更手続き

申請書提出後、次に掲げる事項に変更があったときは、森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第4号）により、速やかにその旨を届け出してください。

- ① 商号又は名称（※）
- ② 代表者（※）
- ③ 所在地（※）
- ④ 電話番号及びファクシミリ番号
- ⑤ 使用する印鑑（使用印鑑届（様式第2号）を添付）
- ⑥ 代理人（委任状（様式第3号）を添付）（※）
- ⑦ 2の（6）の「森林整備事業における技術者資格区分」に掲げる技術者（林業の専門技術者の登録証の写しを添付）
- ⑧ その他営業内容についての重要な事項（証明する書類を添付）
 - ・ 営業に関する登録、免許及び許可に関し、変更等が生じたとき
 - ・ 営業譲渡が行われたとき
 - ・ 組織が変わったとき（有限会社から株式会社への変更など）

※ ①、②、③に変更があった場合、法人は登記事項証明書、個人（認定事業主）にあっては身分証明書を添付してください。

※ ②、⑥に変更があった場合、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書及び役員の一覧表（様式第5号、様式第7号）を添付してください。

11 参加資格の取り消し

次のいずれかに該当するときは、参加資格を取り消すことがあります。

- ① 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する場合
- ② 申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった場合で悪質であると知事が認めた場合
- ③ 契約を締結する能力を有しなくなったとき又は破産した場合
- ④ 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であることが判明した場合で、極めて悪質であると知事が認めた場合

12 入札参加の指名停止措置

入札参加資格者に対し、指名停止等の措置を行うことがあります。

指名停止等の措置基準については、県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）を準用することとしており、この場合において、措置基準第1中「県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札（条件付一般競争入札を含む。）及び指名競争

入札の有資格業者（特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程（平成8年告示第427号）第6条に規定する資格者及び県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和56年告示第412号）第6条に規定する資格者）」とあるのは「森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程（平成18年岩手県告示第786号）第6条に規定する資格者」と読み替えるものとしております。

■岩手県ホームページに掲載する県営建設工事に係る指名停止等措置基準へのアクセス方法】

岩手県ホームページトップ画面「県政情報」→「入札・コンペ・公募情報」→「県営建設工事入札」→「県営建設工事入札各種資料」→「指名停止情報」→「県営建設工事に係る指名停止等措置基準」

■岩手県ホームページ URL】

<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/kouji/1010493/1010495.html>

申請書類の記入方法

◎ 申請書類記入上の共通注意事項

- 記入には、黒の万年筆又はボールペンを使用してください（消えるボールペンは使用できません）。ゴム印が使用できる箇所については、使用しても差し支えありません。また、ワープロソフトを利用して作成しても結構です。
- 訂正する場合には、二本線で抹消し訂正印（申請者の印）を押印のうえ、その上に訂正する字句等を記入してください。

◎ 森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）記入方法

1 申請区分

今回初めて申請される方は「新規」を、すでに登録されていて今回更新される方は「継続」を○で囲み、現在の登録番号を記入してください。

2 申請事業地域

入札の参加を希望する事業地域の番号を○で囲んでください。複数を選択することも可能です。なお、希望する業務地域が複数にわたる場合は、該当する地域をすべて○で囲んでください。

3 営業内容

該当する営業内容の番号を○で囲んでください。複数を選択することも可能です。なお、営業内容が複数にわたる場合は、該当する営業内容をすべて○で囲んでください。

4 営業組織

該当する営業組織の番号を○で囲んでください。その他の場合は（ ）内に組織形態を記入してください。

（1）郵便番号

（2）電話番号

（3）ファクシミリ番号

（4）代表メールアドレス

該当がある場合は記入してください。

（5）支店等の名称及び住所

該当がある場合は記入してください。

（6）設立年月日

営業の開始年月日を記入してください。設立（創業）後、途中で組織変更している場合でも設立時の営業年月日を記入してください。

（7）営業年数

設立（創業）から申請時までの営業年数を記入してください。ただし、転業、廃業及び休業期間を差引いた年数としてください。

（8）資本金（出資金）

資本金又は出資金の額を記入してください。

（9）主要取引銀行名

主な取引銀行を記入してください。

5 施工可能な森林整備の作業種

施工することが可能な森林整備の作業種の番号を○で囲んでください。複数を選択することも可能です。

なお、病害虫防除（松くい虫被害木処理）は、松くい虫防除技術専門員が在籍する場合に限ります。

「特殊伐採」とは、木に登る又は高所作業車を使用して樹冠部分から伐採する方法のほか、クレーン等で木を吊るす等して伐採する方法であり、建物に激突するおそれがある立木や、荒廃渓流内に存在する流木となるおそれがある倒木等の危険木を伐採する作業です。

6 受注を希望する森林整備事業

県と請負又は委託契約を締結して森林整備事業を実施するとした場合、受注を希望する森林整備事業の番号を○で囲んでください。複数を選択することも可能です。

7 添付書類

（1）使用印鑑届（様式第2号）

様式第2号に記名のうえ、契約関係（入札、見積、契約、代金の請求受領等）に使用する印鑑を押印して提出してください。

なお、代理人を選任（委任状（様式第3号）を提出）したときは、代理人（支店長・営業所長等）が使用する印鑑を押印してください。

（2）委任状（様式第3号）

本社（本店）が岩手県外にあるなど、本社に代わって支社（支店、営業所等）が岩手県と取引を行う場合については、様式第3号に記名・押印のうえ提出してください。

なお、「委任者」には申請書（様式第1号）の申請者と同じ内容を、「受任者」には岩手県と取引を行う支社（支店、営業所等）の内容をそれぞれ記名・押印して提出してください。

（3）① 法人にあっては、法務局が発行する「登記事項証明書」（発行後3ヶ月以内のもの）

なお、登記事項証明書は原本の提出を原則としているところですが、発行後3ヶ月以内のものを、「岩手県意欲と能力のある林業経営体登録申請書」、「岩手県育成林業経営体登録申請書」、「県有林産物売扱競争入札参加資格審査申請書」のいずれかに原本を添付して県に提出している場合は、本申請書には写しを添付することを可とします。

② 個人にあっては市町村が発行する「身分証明書」（発行後3ヶ月以内のもの）、及び認定事業主の改善計画が認定されたことを証明する書類の写し

（4）納税証明書

岩手県（担当：各所管の広域振興局県税部・県税室・県税センター・振興センター県税室）が発行する納税証明書（様式第111号イ：発行後3ヶ月以内のもの）。

申請様式（様式第111号ア）については、岩手県のホームページからも取得できます。

※ホームページ上部「県政情報」→「県税（けんぜいねっと）」→「様式ダウンロード」

（5）① 2ページの「森林整備事業における技術者資格区分」に掲げる林業の専門技術者のいずれかに該当する者であることを証明する書類の写し

林業技士や林業作業士（フォレストワーカー、フォレストリーダー、フォレストマネージャーを含む）の資格登録期間（5年間）を更新していることが確認できる書類の写し

- ② 当該技術者が社員又は職員であることを証明する書類の写し
雇用保険被保険者資格取得確認通知書、雇用契約書、賃金台帳など雇用状況が分かるものの
いずれか

(6) 労働保険（雇用保険、労災保険）に加入していることを証明する書類の写し

- ① 加入義務がある場合
労働保険（雇用保険、労災保険）の保険料申告書（写し）+直近1回（期）分の領収書（写し）
※ 労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、事務組合発行の保
険料納入通知書（写し）+直近1回分の領収書（写し）
- ② 加入義務がない場合
労働保険（雇用保険、労災保険）の加入義務がないことの誓約書（様式第6号）

(7) 法人にあっては、申請日の直前の2ヶ年分の収支計算書に関する書類の写し

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表

(8) 個人にあっては、収支計算に関する書類の2ヶ年分の写し（確定申告書及びこれに添付した貸借
対照表の写し等）

- ① 青色申告：所得税青色申告決算書の損益計算書及び資産負債調の写し
② 白色申告：所得税確定申告書の写し

(9) 暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第5号）

及び役員の一覧表（様式第7号）

申請日現在において、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者に該当しないことを
誓約していただきます。

様式第5号の別紙参照の記載事項を確認し、了解した上で、誓約書を提出してください。

また、「岩手県暴力団排除条例」に基づく確認のため、役員の一覧表を提出してください。